

教育委員会協議会議題

平成19年6月28日

1 報告事項

- (1) 市議会6月定例会の概要について(資料1 教育政策課)
- (2) 財団法人小田原市学校建設公社経営状況報告について(資料2 教育政策課)
- (3) 財団法人小田原市体育協会経営状況報告について(資料3 スポーツ課)
- (4) 南足柄市営プールにおける小学生の事故について(資料4 学校教育課)

市議会 6 月定例会の概要について

会 期 6 月 5 日から 6 月 2 6 日まで
(厚生文教常任委員会開催日 6 月 1 3 日)

教育委員会関係概要

(条例議案)

案 件	審議結果	備 考
小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	
小田原市役所支所設置条例等の一部を改正する条例	原案可決	

(予 算)

案 件	審議結果	備 考
6 月補正予算	原案可決	概要別紙のとおり

(陳 情)

案 件	審査結果	備 考
次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採択に関する陳情書	採 択	陳情書別紙のとおり
公立幼稚園延長保育の件についての陳情書	不 採 択	陳情書別紙のとおり

(一般質問)

別紙一覧のとおり

平成19年6月補正予算概要

(歳入)

(単位：千円)

科目	補正額	主な内容	
(項)使用料 (目)教育使用料	480	幼稚園使用料 保育料	480
(項)委託金 (目)教育費委託金	367	教育総務費委託金 問題を抱える子ども等の自立支援事業委託金(国) 1,000 スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業委託金(国) 633	367
(項)雑入 (目)教育費雑入	10,800	社会教育費雑入 コミュニティ助成事業助成金	10,800
合計	11,647		

(歳出)

(単位：千円)

科目	補正額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項)教育総務費 (目)事務局費	476	学事一般経費 需用費 109 * 児童健全育成用図書購入費 (寄付金充当 1件) 教育研究所経費 指導員賃金等 1,000 * 問題を抱える子ども等の自立支援事業費 指導員賃金等 633 * スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業費	367			109
(項)幼稚園費 (目)幼稚園費	594	幼稚園管理経費 賃金 594 * 臨時教諭賃金			480	114
(項)社会教育費 (目)青少年対策費	200	団体育成経費 負担金補助及び交付金 200 * 小田原少年少女合唱隊・ポーランド少年合唱団ジョイントコンサート開催費補助金				200
(項)社会教育費 (目)生涯学習センター費	10,800	地区公民館育成事業経費 負担金補助及び交付金 10,800 * 第1区城山公民館建設費補助金			10,800	
(項)社会教育費 (目)図書館費	3,000	本館経費 需用費 3,000 * 業務費 古地図等貴重資料購入費 (寄付金充当 1件)				3,000
合計	15,070		367		11,280	3,423

次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書
の採択に関する陳情書

日々教育の発展のために、ご努力いただいていることに深く敬意を表します。

さて、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことです。

ところが、日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の低い割合や教員一人当たりの児童生徒数が多いことなどにみられるように、OECD諸国の中でも非常に脆弱であります。

[参考]

GDP比に占める初等中等教育機関への公財政支出の割合

日本 2.7%、OECD平均 3.5%

初等中等教育学校の生徒 1000 人当たりの教職員数

日本 82 人、OECD平均 107.4 人

それにもかかわらず、政府は公務員の「総人件費改革」の中で、次期教職員定数改善計画を見送り、一般公務員とは別に「人員が多い」ということだけで教職員の人件費削減を求めています。これは、さまざまな教育課題をふまえた上での教育論から議論されたものではなく、財政縮減のみの議論から出されたもので、大変遺憾であります。現在学校現場では、多忙のあまり体調を崩す職員が多く存在し、全国的にも精神的な理由で休職する職員が増えています。このような厳しい職場環境のもとで、果たして子どもたちに豊かな教育を保障できるのでしょうか。

そのような中でも、児童生徒の実態に応じ、きめ細やかな対応ができるようにするために少人数教育が多く都道府県で実施されており、保護者や子どもたちから高い評価を得ています。しかし、06 年度から義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に削減されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の影響などから、自治体独自に少人数教育を推進することには限界があります。全国知事会や全国市長会等も要望しているように、「次期教職員定数改善計画の早期確定」や「教職員配置の更なる充実」が是非とも必要です。

教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちがどこで生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられることが、憲法の保障するところです。

財政論をふまえつつも、教育論の観点から次の事項の実現について、地方自治法第 99 条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますようお願いいたします。

記

1. きめの細かい教育の実現のために、義務制第 8 次・高校第 7 次教職員定数改善計画を実施すること。また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。
2. 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

平成 19 年 5 月 25 日

小田原市議会議長

大野 眞 一 様

小田原市扇町 5 - 17 - 12

西湘地区教職員組合

執行委員長 佐々木 彰 印

公立幼稚園延長保育の件についての陳情書

陳情趣旨

今回の公立幼稚園の延長保育のモデル事業についての論拠となるところに疑問があります。公立幼稚園は皆定員割れの状態で、運営に関わる経費には多くの税投入がされています。さらに税の負担を増やすのでしょうか。また費用は4000円と伺いましたが、延長保育には別の担当職員が必要になります。この事実に関わる不足分は誰が負担をするのですか。公立幼稚園の在園児は320名、私立幼稚園の在園児は1400名です。9時から2時までの保育費用の件はお互いに納得しておりますが、2時以降の延長保育は正規の教育課程外の事業となりますので、公立私立のどちらに所属しても小田原市民でありますので、当然同じ条件での負担が当たり前です。これが出来なければ市民平等の負担に反すると思います。私立幼稚園で延長保育を受ける小田原市民に対しても同じ公費負担をお願いします。

陳情項目

公立幼稚園の延長保育モデル事業は私立幼稚園に通う園児も同じ負担で出来るように公費負担してください。出来なければ廃案にしてください。

平成19年6月5日

小田原市議会議長

大野真一様

陳情者

住所 小田原市城山2-1-3
小田原私立幼稚園協会
会長 岡田薫子 印

平成19年6月議会の概要について

一般質問（教育委員会関係質問事項）

質問順	議員名	質問事項	所管課	NO	頁
1	鈴木	2（1）保育料と学校給食費の滞納について	学校保健課	1	1
		3 オールドボランティア等の活用について （1）スクールボランティアについて	学校教育課	2	
2	佐々木	1 小中学校における介助員の配置の現状について （1）介助員の勤務実態について ア 年間の勤務日数について イ 勤務時間について ウ 賃金について （2）介助員の研修について	学校教育課	3 ・ 4	2
3	青木	1 学校現場の多忙化の要因と労働安全衛生体制の確立について （1）学校現場の労働安全衛生体制の確立について （2）学校現場の多忙化の要因である会議や研修、通知や調査依頼の状況について	学校教育課 学校保健課	5 ～ 9	2 ～ 4
4	相澤	2 北原白秋を活かしたまちづくりについて （1）北原白秋の顕彰、文化的資産の活用について （2）北原白秋を活かした童謡教育と観光資源としての活用について	生涯学習政策課 （観光課）	10 ～ 12	4 ・ 5
5	植田	3 地域の特性を生かしたまちづくりについて （1）地域遺産の活用について	生涯学習政策課 文化財課	13 ～ 15	5 ・ 6
6	杉山	1 小田原市政の現状と未来像について （3）スポーツ振興策について	スポーツ課	16 ～ 18	6 ・ 7
10	志澤	2 教育の諸課題について （1）ゆとり教育の見直しについて （2）30人学級の実現について （3）学校に競争原理を導入することについて	学校教育課	19 ～ 24	7 ～ 9
11	檜山	1 学校教育現場における人権問題について （1）市の機関として「人権オンブズパーソン」制度の導入を検討すべきでは （2）いわゆる「指導力不足教員」に関する対応について	学校教育課 （暮らし安全課）	25 ～ 30	9 ～ 11
13	今村	2 地域に必要な人材資源の確保と活用について （2）放課後児童クラブ開設時間を地域の人材を活用することによって拡充出来ないか	青少年課	31 ・ 32	11
14	原田	2 少子化が進む中、子育て支援の重要な施策として学童保育の拡充を進めるべきではないか （1）小田原市の学童保育の現状について （2）対象学年の引き上げについて （3）学童保育所設置基準の確立と実施について （4）指導員の待遇について	青少年課	33 ～ 36	12 ・ 13

一般質問

議員	NO	答弁	質問要旨	答弁要旨
鈴木	1	教育長	<p>学校給食費の滞納状況等と今後の対策について伺いたい。</p>	<p>学校給食費の納付方法には、現金納付と口座引き落としがある。</p> <p>各年度末の滞納金額・滞納者数・滞納率については、平成15年度約139万円、80人、0.19%、平成16年度約162万円、88人、0.22%、平成17年度約260万円、129人、0.36%で年々増えている状況であったが、平成18年度は滞納額が約193万円、113人、0.27%となり、前年度より約67万円、16人、0.09%減少した。</p> <p>滞納理由としては、ご指摘のとおり保護者の責任感や規範意識の問題が一番大きいと思われる。</p> <p>そこで本市では、滞納対策として教育委員会・学校・学校給食会と連携をより一層強化して、電話での督促に加え督促通知書の送付やチラシの配布、教育委員会による学校訪問や、各学校ごとの「給食だより」で呼びかけるなどの対策を講じているところである。今後も滞納状況を随時把握するとともに、学校と連携協力しつつ滞納問題の解消に努めていきたい。</p>
鈴木	2	教育長	<p>スクールボランティアについて本市の取り組みを伺いたい。</p>	<p>現在、全小中学校において、約3,800名のスクールボランティアの登録がある。</p> <p>スクールボランティアは、教育環境の整備や各教科の授業、その他の教育活動を支援し、開かれた学校づくりに貢献している。</p> <p>教育委員会としても、学校の年間計画の中に、スクボラの日やスクールボランティア週間を位置付け、具体的な取り組みを保護者や地域の方々に知っていただく機会としている。</p> <p>今月実施されたスクボラの日には、小学校では、国語の読み聞かせ、児童の祖父母や地域の方々による昔遊びの講師、親子での清掃活動などで、約2,200名、中学校では、英語の授業支援、道徳の講師、環境美化活動などで約400名、合計約2,600名という、多くのスクールボランティアが来校し、子どもたちや教職員とともに活動した。</p>

佐々木	3	教育長	<p>小中学校における介助員の年間勤務日数（185日）、勤務時間（5.5時間）、時給（790円）のそれぞれの数字の根拠をお尋ねする。</p>	<p>本市では、平成13年度には26名だった介助員配置が14年度には40名の配置となり、ここ数年は、さらにプラス5～6名程度の介助員配置となっている。</p> <p>介助員の職務は、学級担任の補助者として、身の回りや移動の介助・危険な行動の防止や安全配慮に関すること等であり、勤務にあたっては、児童・生徒が登校している日の学習時間内となっている。</p> <p>現在、児童・生徒の学習時間を踏まえ平均的な時間として1日5.5時間の勤務時間に、また、過去の勤務実態を参考にして年間185日の勤務日数として、その中で、大きな教育的効果をあげていると捉えている。</p> <p>他市の勤務状況は、多くの市が1日5.5時間から6時間の勤務、年間勤務日数は16市の平均165日となっており、おおむね他市同様または、それ以上の対応をしていることになる。</p> <p>なお、介助員の賃金は、市の臨時職員賃金の基準をもとにしている。</p>
	4	教育長	<p>小中学校における介助員の研修は、十分ではないように思われるが、それに対する見解を伺いたい。</p>	<p>研修会は、講話やグループ協議等内容を工夫して行い、介助員の職務上必要となることに対応できるよう実施している。</p> <p>また、介助員の職務は学級担任の補助者であり、介助の対象となる児童・生徒の状況は様々である。そのため具体的には、担任が中心となって指導する中で、補助者として一緒に活動することにより、個々の児童・生徒の理解や介助の仕方等を伝えている。</p> <p>さらに、介助員は、できるだけ継続して同じ児童・生徒を介助することにより、その子への理解を深め、より効果のある介助ができるようにしている。</p>
青木	5	教育長	<p>本市の教職員の勤務時間の状況や残業の実態等を把握しているか。</p>	<p>教育委員会では、各学校における休憩時間の取得状況については把握をするとともに、各学校長に対して、休憩時間を適正にとるよう指導している。</p> <p>しかし、教職員の残業の実態や1日の平均勤務時間等については、把握をしていない。</p> <p>そこで、今年度、新たに「教職員多忙化検討委員会」を立ち上げ、本市の教職員の勤務実態についても調査をし、勤務時間等の適正化についての対策を研究していきたいと考えている。</p>

6	教育長	<p>学校教育の現場に労働安全衛生法を適用する考え方について伺いたい。</p>	<p>平成20年4月から、50人未満の事業場についても労働安全衛生法の一部条項が適用となり、市内の学校・幼稚園がすべて対象となる。</p> <p>その内容としては、勤務時間外の労働が、月100時間を超え、疲労の蓄積が認められるときは、教職員の申し出を受けて、医師による面接指導をしなければならないこととなる。</p> <p>そこで、現在、教育委員会では、学校・幼稚園における労働安全衛生対策について、産業医の選任や安全衛生委員会の立ち上げなどの具体的な推進体制について検討を進めているところである。</p>
7	教育長	<p>教職員のメンタルヘルス対策の確立について、どのように取り組んできたのか。</p>	<p>これまで、教頭を対象としている研修会等において、教職員のメンタルヘルスについて扱い、相談しやすい職場づくりを進めるよう指導している。</p> <p>また、県教育委員会では、県教育福祉振興会に委託し、教職員のメンタルヘルスチェックと面接相談を行うなど、メンタルヘルス対策を行っている。</p> <p>市教育委員会としても、教職員互助会への委託により、今年度からメンタルヘルス診療の受診者への診療費の補助を行っているほか、モデルケース的なものとして、学校保健課の保健師が、悩みを抱えた教員の相談に乗ったり、専門医を紹介したりするなどの取り組みも行ってきた。</p> <p>これらの経緯を踏まえ、教育委員会内での相談窓口の開設の検討等を進め、教職員の心身の相談体制について充実をさせていきたい。</p>
8	教育長	<p>学校教育の現場に、平成18年度の1年間にどれだけの通知や調査依頼の文書が下ろされているか。また、精査すべきものかどうか。</p>	<p>国、県、市の教育行政から学校に対して出されている通知や調査依頼は、平成18年度については、1年間で約1100件であった。</p> <p>国・県からの通知については、学校への徹底をしていかなければならないものであり、減らしていくことは難しいが、市教育委員会からの通知については、子どもたちの教育や教職員の服務、学校運営等のために必要なものに限定するように努力している。</p> <p>今後も、できる限り精選に努めていきたい。</p>

青木	9	教育長 本市の教育委員会は、平成18年度に研修などでは、どの回数と参加の精査を伺いたい。	<p>平成18年度に、市の教育委員鯨算会が、学校の教職員を対象として実施した会議と研修は、ごく一部の教員が対象となるものも全て含めると、1年間で370回の開催となっている。そのうち、全校から1名ずつの出席を求めている会議・研修は、約38回である。</p> <p>これらの会議・研修への延べ参加者数は、約3800人となる。</p> <p>教育委員会では、会議や研修会を精選し、必要最小限となるよう努力もしてきているが、様々な新たな教育課題や制度改革に対応したものと増えつつあるのが実態である。</p> <p>今後は、「教職員多忙化検討委員会」で会議・研修を精査し、学校の負担軽減に努力をしていきたい。</p>
相澤	10	市長 「からたちの花の小道」など、北原白秋の文学を原資とどうするか。	<p>白秋童謡館の開設や全国童謡フェスティバル～白秋IN小田原～の開催により、北原白秋の顕彰と童謡を通じた安らぎのあるまちづくりを推進している。</p> <p>北原白秋は国民的詩人であり、小田原の貴重な文化資産であるので、その存在にしっかりと光を当てまちづくりに活かしていくため、現在、関係各課職員による作業チームを組み、「からたちの花の小道」としてご要望をいただいている道の整備も含め、様々な角度から検討を行っているところである。</p> <p>北原白秋に光を当てたまちづくりを進めることは、優れた童謡を創造するような小田原の豊かな自然や歴史、文化、人情などを内外にアピールすることにもつながるため、関係各課の連携のもとに総合的に進めてまいりたい。</p>
	11	市長 専門家等の意見も参考に、「からたちの花の小道」を取り入れた多様な観光コースを検討するかどうか。	<p>先月、市民団体が主催した「からたちの花の小道を歩く」と銘打ったイベントには市も後援し、私もお邪魔したが、100名を超す参加者があったとのことで、改めて白秋人気の高さを実感した。</p> <p>白秋には、このように多くの愛好者や研究者もいるので、こうした方々の意見も参考に、訪れた人の期待に応えられるような整備を考えていきたい。</p> <p>いずれにしても、「からたちの花の小道」を含め、今後整備される予定の施設等については、貴重な観光資源と考えているので、それぞれの整備状況を勘案しながら、点ではなく面として捉えた観光コースづくりに積極的に取り入れてまいりたいと考えている。</p>

相澤	12	市長	<p>童謡教育の展開により、豊かな情感を持ち、しっかりと子どもを育て、潤いのある社会を作ることができるがどうか。</p>	<p>童謡には、子どもたちの感性を磨くとともに、世代を超えた交流も生み出すなど、教育的効果が高く、市内の保育所等では、指導に取り入れている事例も多くある。</p> <p>加えて白秋童謡は、多くが小田原で作られており、それを教えることで、子どもたちの郷土への愛着や誇りを育てる効果もあるため、毎年教育委員会で小学生に配布している歌集「おだわらっこ心のハーモニー」でも多数の作品を紹介している。</p> <p>今後の童謡教育の展開については、現在の取り組みを参考に、教育現場の意見も聞きながら、郷土学習やクラブ活動等での活用も含めて、効果的に進めてまいりたいと考えている。</p>
植田	13	市長	<p>山月は、国の登録有形文化財に登録されているが、国登録有形文化財制度の趣旨や趣意、産出の歯止めとなるのか伺いたい。</p>	<p>この制度は、平成8年に導入されたもので、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文化庁の文化財登録原簿に登録する制度である。</p> <p>対象となる建造物は、原則として建設後50年を経過したもので、「国土の歴史的景観に寄与しているもの」、「造形の規範となっているもの」、「再現することが容易でないもの」を基準としている。</p> <p>登録制度の趣旨は、文化財を所有者自らが活用しながら保存しようとするもので、例えば、内部を改装しホテルやレストラン、資料館などとして活用することも可能で、外観を変える場合でも通常望見できる範囲の1/4以下であれば届出が不要という、文化財を「ゆるやかに守る」という発想のもとに生まれた制度である。</p> <p>したがって、この制度は所有権の移転や処分を直接規制するものではない。</p>
	14	市長	<p>山月が4月以降閉店しているという現状を踏まえ、市では所有者と会ったようだが感触はどうだったのか。</p>	<p>山月は、明治、大正期の実業家・大倉喜八郎が大正9年に建築した別荘であり、最近まで割烹旅館として使用されてきた。</p> <p>平成8年8月に「小田原ゆかりの優れた建造物」として認定し、その後、平成14年8月には国登録有形文化財に登録されている。</p> <p>市では、所有者のご協力をいただきながら、毎年春と秋に「文化財建造物見学会」を開催するなど、活用を図ってきたところである。</p> <p>こうした中、4月以降の営業を閉めているところから、先ごろ、担当者が直接所有者とお会いし、国登録有形文化財制度の趣旨をご理解いただき、引き続き建造物を活用しながら保存していただけるようお願いをしたところである。</p> <p>所有者としても文化財としての大切さは十分理解されており、今後のことは未定であるが、市とも連絡を密にしていきたいとのことであった。</p>

植田	15	市長	<p>古い建物を生かしていくことは、まちづくりそのものであるということ、市民に向けて、伝えていくことが必要と思うが見解を伺いたい。</p>	<p>小田原には数多くの歴史文化遺産が散在している。これらのご指摘のとおり、小田原のまちづくりを考える上で大変重要な要素であると認識している。</p> <p>そのために、国登録有形文化財への登録の働きかけや、春・秋の「文化財建造物見学会」、「板橋秋の交流会」等を通じて地域の魅力を内外に情報発信を行っている。</p> <p>今後も登録有形文化財制度の趣旨等を、建造物の所有者のみならず、市民の皆様にも積極的にPRし、板橋地区に代表されるような豊かな自然と歴史的環境を生かしたまちづくりを進めて参りたいと考えているのでご理解願いたい。</p>
	16	市長	<p>本市では、どのような方針の下でスポーツ振興を図っているのか。</p>	<p>本市では、「健康と教育」を市政の柱として、スポーツを通じて健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、財団法人小田原市体育協会を中心とした関係団体と連携して、誰もが、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指してきた。</p> <p>競技スポーツの振興面では、市民総合体育大会や市駅伝競走大会などのスポーツ大会や各種スポーツ教室を開催している。</p> <p>また、身近なスポーツ活動の充実を図る面では、スポーツを通じた健康づくりを目的に城下町おだわらツデーマーチや西さがみ連邦共和国スポーツ&レクリエーションフェアの実施、さらにはグラウンドゴルフ、ソフトバレーなどのニュースポーツ教室の開催など、レクリエーション・スポーツの普及にも取り組んでいる。</p>
	17	市長	<p>スポーツ活動の拠点となる施設を、今後、どのように充実させていくのか</p>	<p>各施設の老朽化についてご心配をいただいたが、日本陸上競技連盟から公認を得ている城山陸上競技場については、県西地域に一つしかない施設であることから、全天候型トラックへの改修やダッグアウトの改修などの整備を行ってきた。</p> <p>また、県下有数の規模を誇る小田原アリーナや小田原テニスガーデンについても利用者が安心して楽しめるよう、快適なスポーツ環境を維持することに努めている。</p> <p>これらの施設は、県西地域の住民であれば小田原市民と同一料金で利用することができる広域利用対象施設であり、実際に多くの方々に利用いただいていることから、本市のみならず県西地域のスポーツ活動の拠点であり続けられるように、今後も引き続き必要な整備を行い、その充実に努めてまいりたい。</p>

杉山	18	市長	<p>スポーツアンケートを実施したらどうか。</p>	<p>余暇時間の増大や健康への関心の高まりに伴い、スポーツに対する市民ニーズが多様化している。</p> <p>本市では生涯スポーツ社会の実現を目指して様々な施策を展開してきたが、さらに、こうした社会変化に対応した取り組みが必要であると考えていたところである。</p> <p>ご提案のスポーツアンケートについては、市民ニーズやスポーツの実施状況を把握できることから、市民のためのスポーツ振興を図るうえでの有効な手段であると認識しており、実施に向けて準備を進めてまいりたい。</p>
	19	教育長	<p>義務教育の義務の対象とその果たすべき内容について伺いたい。</p>	<p>義務教育の義務とは、日本国憲法 第26条に、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする。」と定められている。</p> <p>また、教育基本法 第5条に、「国民は、その保護する子に、別に定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。」と定められている。</p> <p>以上のことから、義務教育の義務とは、子どもを保護する立場にあるものが、子どもの学習する権利を保障する責務がある、ということと考えている。</p>
志澤	20	教育長	<p>ゆとり教育の功罪について教育長に伺いたい。</p>	<p>いわゆるゆとり教育が目指してきたことは、学力を単に知識の量のみでとらえるのではなく、学力を従来の考え方よりも幅広くとらえ、「思考力、判断力、学ぶ意欲や学び方」などを育成することである。</p> <p>しかし、週当たりの授業時数が削減され、各教科の学習内容が厳選されたために、学力の基盤となる知識や技能を反復練習する機会が減り、各学年において学習する内容の量が少なくなったといえる。</p> <p>「思考力、判断力、学ぶ意欲や学び方」などの学力と、学力の基盤となる知識や技能がバランスよくはぐくまれることによって、教育の効果が高まっていくと考えるが、知識や技能の習熟のための時間が不十分であったことはいなめない。</p>

志澤	21	教育長	<p>教育再生会議の第一次報告、第二次報告をお読みになったご所見を伺いたい。</p>	<p>教育再生会議が提言しているように、学力の向上を図っていくことの必要性については、本市においても同様の考えをしておき、すでに、そのための実践を進めているところである。</p> <p>具体的には、教育委員会の取組みとして、本市が独自に実施してきた「学習実態調査」の分析結果を踏まえて、国語、算数・数学、英語の「学習指導法研修会」を開催し、指導法の工夫改善により、子どもたちの「思考力、判断力、学ぶ意欲や学び方」等の学力の向上を図っている。</p> <p>また、学力の基盤となる知識や技能を反復練習する機会が減ったことについては、「基礎学力向上プロジェクト推進事業」によって、いわゆる基礎学力の確実な定着に努めるとともに、各校においても授業研究などを通して、教員の資質と指導力の向上に努めている。</p> <p>このように「思考力、判断力、学ぶ意欲や学び方」の育成と、いわゆる基礎学力の確実な定着とのバランスをとりながら、わかる、楽しい、魅力ある授業の実現を図っていくことは、学力の向上につながると考える。</p>
	22	教育長	<p>30人学級について、教育長に現場の声が届いているのか、伺いたい。</p>	<p>私は、教育長としての教育理念の一つに、「現場第一主義」を掲げている。それを自ら実践するべく、年度始めに各校長から学校経営方針などの説明を受け、その進捗状況を確認するために、直接、学校を訪問し、教職員と懇談するなどの機会を設けている。</p> <p>また、教育委員会としても、全校に対して、児童生徒指導に関する学校訪問を実施し、学校の現状の把握に努めている。</p> <p>今後も、さらに学校現場の声を真摯に受け止め、さまざまな施策に生かしていきたいと考えている。</p>
	23	教育長	<p>市町村立学校職員給与負担法はどのようなものか、また、この法で小学校1・2年生を30人学級にできないか伺いたい。</p>	<p>「市町村立学校職員給与負担法」とは、市町村立学校の教職員の給与等を都道府県の負担とすることを定めた法律である。</p> <p>この法律が平成18年に改定され、市独自の財政負担で、1日8時間勤務の市費負担職員を雇用することは可能となった。</p> <p>また、このような勤務体系にすることにより、市費負担職員が学級担任となることも可能ではある。</p> <p>しかしながら、仮に、小学校1・2年生を30人学級とした場合、試算では、現在より26学級増えることになり、それに伴い、相当の人員費がかかることとなる。</p> <p>先ほど申し上げたように、学級が増えることによる施設面の問題もあり、現時点では、すぐに実現できる可能性は低いと言わざるを得ない。</p>

志澤	24	教育長	<p>競争原理の導入による全国学力学習状況調査、学校選択制の導入及び給与につながる教員の評価についての所見を伺いたい。</p>	<p>教育委員会としても、競争原理の導入についての必要性は感じている。</p> <p>教育活動における競争原理は、お互いに認め合うことを基本としながらも、やはり、お互いの成長を意識し合い切磋琢磨することも、自らを成長させる原動力となると考える。</p> <p>一方で、その競争意識は、単なる順位づけのみに終わると、成果主義に陥ることが懸念されており、全国学力学習状況調査の実施の際にも、同様の不安な声があったのも事実である。</p> <p>また、学校選択制についてであるが、市内の小中学校は、以前から、それぞれの地域の実態や特性を生かした教育活動を展開し、地域に根ざした魅力ある学校づくりをめざしている。</p> <p>小田原市の学区審議会においても、「地域とつくる学校」の理念を尊重すべきであるという慎重な意見が多く、時期尚早との結論に達している。</p> <p>さらに、給与につながる教員の評価についてであるが、県では、教職員の人材育成や能力の開発などを目的として、平成15年度から、「教職員の人事評価システム」を導入しており、これは、さまざまな教育課題や教育改革に対応し、学校全体の教育力の向上や学校の活性化を図るために、有効な方法であると考えている。</p> <p>現段階では、評価結果が直接、教員の給与に反映されていないが、今後、県の動向を見守っていきたい。</p> <p>いずれにしても、教育への過度の競争原理の導入は、学校現場に混乱をもたらすことも予想されることから、子どもの幸せという視点に立って、必要に応じて競争原理のよさを導入し、更なる教育活動の充実を図ってまいりたい。</p>
檜山	25	教育長	<p>学校内でのいわゆる不祥事全体に関する対策はどのように行われているのか</p>	<p>不祥事防止対策として、平成14年度から、教育委員会では、教頭を対象とした「小田原市合同事故防止会議」を実施し、講話や協議、演習などを通して、事故の未然防止に努めてきた。これを受け、各学校では全職員を対象とした「校内事故防止会議」を、行ってきた。</p> <p>さらに、昨年度は、「事故・不祥事防止研修資料」を作成し、全教職員に配布した。</p> <p>各学校では、この資料を活用して校内事故防止会議を行ったり、定期的にチェックリストを活用して自らの言動を振り返ったりするなどして、事故・不祥事防止に努め、信頼される学校づくりに取り組んでいるところである。</p>

26	教育長	<p>児童生徒や教員への人権侵害に関する訴え形は、どういう形で吸い上げられているのか</p>	<p>現在、各学校においては、校長・教頭が、教員の日常の教育活動の様子を観察し、教職員の不適切な言動に対して、指導している。</p> <p>体罰や人権侵害等の事実については、校長が教育委員会に速やかに報告することとなっている。</p> <p>また、教育委員会にも、児童・生徒や保護者の相談窓口を設置しており、教員の不適切な指導などについての相談を受けることができるようになっている。</p> <p>あわせて、教職員への人権侵害についても相談窓口を設置している。</p>
27	市長	<p>市の第三者機関として「人権オンブズパーソン」制度の導入を検討すべき時期ではないか。</p>	<p>全国の市町村には、法務大臣から委嘱された人権擁護委員があり、本市では現在13名の委員が、市民相談室で「人権擁護相談」を実施している。</p> <p>相談内容については、差別的取扱い・名誉き損・嫌がらせ・虐待・いじめ等人権侵害について幅広い対応となっている。</p> <p>特に昨年度は、国が中心となり子どもの人権を守るため、子どもの人権専門委員会を中心に、悩みごとや困ったことについて電話や手紙の相談に応じた。</p> <p>以上のことから既存の「人権擁護相談」を活用していただき、子どもの人権相談についても学校現場も含め広く周知していきたい。</p>
28	教育長	<p>「指導力不足」は教員への対応はど市においてはどういう方針を持って行っているか。また、「指導力不足」の基準はどうなっているか</p>	<p>市教育委員会では、「指導力不足教員の取扱いに関する要綱」を定め、その中で、「教員としての資質・能力に問題があり、授業が成立しない、児童又は生徒指導を適切に行うことができない等、著しく指導力が不足している教員」を指導力不足教員と定義している。</p> <p>指導力に課題がある教員については、校長・教頭が、学校内で、観察・継続指導を行う。改善が見られない場合には、校長からの内申に基づき、教育委員会が、授業観察や継続的な経過観察、指導を行い、勤務状況を総合的に確認した上で、研修を行う。</p> <p>さらに改善されなかった場合には、校長が当該教員に告知し、意見聴取を行う。その後、判定会の意見をもとにその指導力について判定される。</p> <p>指導力不足の認定を受けた教員には、1年間の研修を課しており、指導力の向上を図り、学校に復帰できるようにしている。</p>

檜山	29	教育長	<p>「指導力不足」の判定はどこで誰が行うのか。判定の権限を持っている会議などの構成はどうか。招集者は誰なのか。そこで当該の教員及び現場校長や、生徒、保護者の意見申し立ての権利は担保されているか。</p>	<p>指導力判定会は、校長から教育委員会への申請に基づき、教育長の判断により開催される。判定会は、医師、弁護士及び学識経験者のうちから、教育長により委嘱された7人以内の委員をもって組織されている。この判定会の意見を参考として、教育長は、当該教員が指導力不足教員かを判定する。</p> <p>判定会では、それぞれが意見陳述できることとなっており、関係する児童生徒、教職員の意見申立ての権利は十分担保されている。</p>
	30	教育長	<p>「指導力不足」と判定された後の研修などの具体の対応はどうか。</p>	<p>指導力不足と判定された教員については、年間計画に基づき、所属校、並びに、市教育委員会、県教育委員会において1年間の研修を行う。</p>
今村	31	市長	<p>放課後児童クラブの開設時間を延長することに関する障害について伺いたい。</p>	<p>放課後児童クラブの指導員については、随時公募をしているが、勤務日や勤務時間等の雇用条件から人材が集まりにくい状況が見込まれる。</p> <p>放課後児童クラブで預かっている児童は、夕方になると保護者に早く迎えに来てもらいたい素振りを見せるなど、児童にとっては、保護者と一緒にいる時間が大切なものであると考えている。</p> <p>本年度当初から実施した閉所時間の延長については、4月及び5月の利用者が、25クラブ平均で1クラブ当たり1日1人に満たない状況である。</p> <p>このようなことから、開設時間の延長には、慎重に対応していかなければならないと考えているので、ご理解いただきたい。</p>
	32	市長	<p>スクールボランティア登録制度などの考え方を取り入れ、地域の人材を活用して、放課後児童クラブの開設時間を拡充することはできないか。市長の見解を伺いたい。</p>	<p>スクールボランティアには、学校において児童の学習の補助として協力をいただいているが、放課後児童クラブにおいても指導員の補助として地域の人材を活用できればありがたいと思う。</p> <p>しかし、更なる開設時間の拡充には、指導員の確保が先決であると考えているので、今後も本年度実施した閉所時間延長の検証を行いながら、ご発言の趣旨を踏まえて、地域の運営委員会とも協議し判断してまいりたい。</p>

原田	33	市長	<p>学童保育所の設置場所の内訳、過去5年間の児童数の推移、児童1人当たりの床面積、指導員1人当たりの児童数、保育時間、保護者負担金、アンケート等による保護者要望の把握状況について伺いたい。</p>	<p>本市では、放課後児童クラブと称しているもので、答弁もこの名称でさせていただきます。</p> <p>設置場所については、小学校の余裕教室が23箇所、中学校の余裕教室が1箇所、民間借家が1箇所である。</p> <p>児童数については、1クラブ当たり、平成15年度32人、16年度34人、17年度37人、18年度41人、19年度46人である。</p> <p>床面積については、全クラブの平均で、児童一人当たり1.94㎡であり、指導員1人当たりの児童数は、約14人となっている。</p> <p>保育時間については、平日が放課後から午後6時30分、土曜日や夏休みなどの学校休業日が、午前8時30分から午後6時30分である。</p> <p>保護者負担金は、児童1人当たり月額6,000円であるが午後6を過ぎた場合は1回につき100円を追加負担していただいている。</p> <p>保護者アンケートについては、平成18年度に、開設時間延長について実施した結果、閉所時間を午後6時30分まで延長するが21.4%、午後7時までが16.1%である。</p>
	34	市長	<p>学童保育の対象学年を6年生まで引き上げて欲しいとの声が上がっているが、この件についてどのようない考えをもっているのか。</p>	<p>放課後児童クラブの対象者については、児童福祉法第6条の2第12項に「おおむね10歳未満の児童」と規定されているため、本市では、小学3年生までとしている。</p> <p>放課後児童クラブへの入所者数は、先ほど答弁したとおり、年々増加傾向にあり、定員を上回る放課後児童クラブもあるが、運営委員会や小学校の協力をいただき、待機児童を出さないよう対応しているところである。</p> <p>以上の状況から、対象学年を6年生まで引き上げることについては、現在のところ考えていないので、ご理解いただきたい。</p>
	35	市長	<p>学童保育を充実させていくための設置基準を早期に確立する必要があると思うがどうか。</p>	<p>本市の放課後児童クラブについては、現在、「小田原市放課後児童クラブ事業運営要綱」に基づき実施している。</p> <p>お尋ねの設置基準については、県内で整備している市町村はない。</p> <p>本市では、引続き現在の運営要綱に基づき事業を推進し放課後児童クラブのより一層の充実に努めてまいりたい。</p>

原田	36	市長	<p>学童保育指導員の現在の待遇、研修会等の実施状況、待遇改善に関する市長の見解について伺いたい。</p>	<p>放課後児童クラブの指導員については、本市の臨時職員として雇用しており、待遇については、「臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する取扱要綱」に基づき対応している。</p> <p>賃金は、現在、時給830円である。</p> <p>研修会については、「指導員の心構え」、「手遊びの技術」や「障害児への対応方法」等、毎年3回程度開催しているが、大勢の児童と直接向き合っていく職務であり、研修会等の重要性は認識しているため、今後、充実等を図ってまいりたいと考えているので、ご理解いただきたい。</p>
----	----	----	---	--